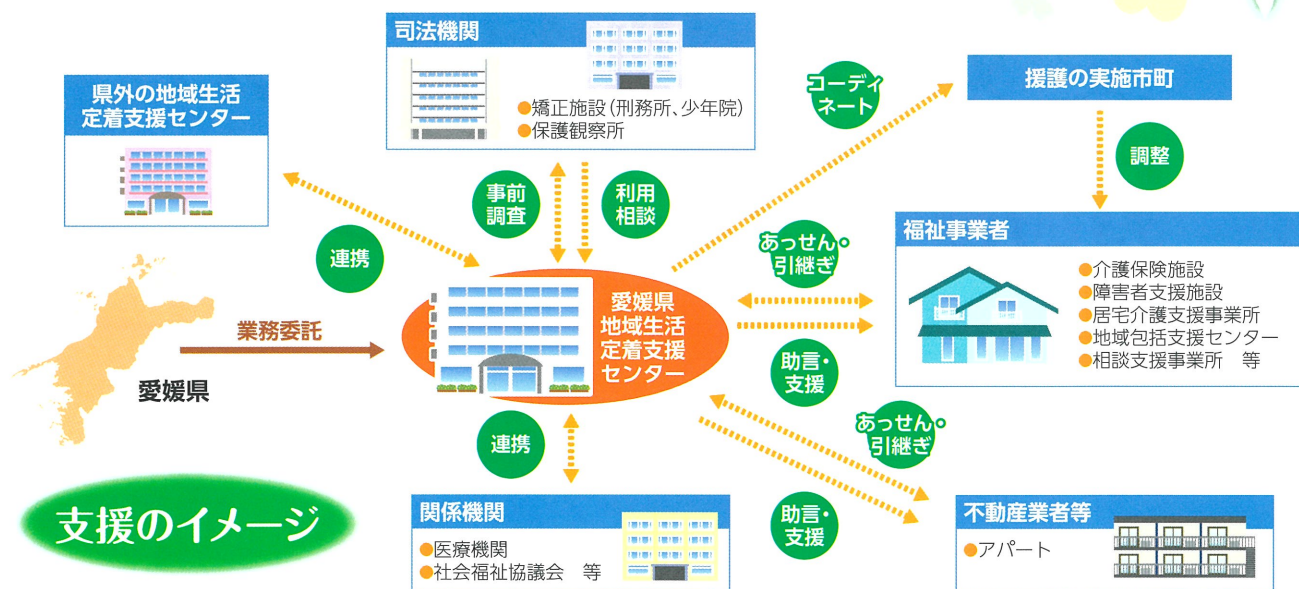


愛媛県地域生活 定着支援センター

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

地域生活定着支援センターの目的

高齢の方や障がいのある方が、矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所等と協働して、福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていけるよう支援します。



業務内容

1 コーディネート業務

【対象者】

矯正施設の退所予定者のうち、福祉サービスを受ける必要があり、自立した生活が難しい高齢者または障がい者 (特別調整対象者・一般調整対象者)
※保護観察所または他県地域生活定着支援センターからの依頼による。

【支援内容】

- 対象者との面接による福祉ニーズの把握
- 支援の実施市町の調整
- 受入施設やサービス提供事業所のあっせん

2 フォローアップ業務

【対象者】

コーディネート業務の対象者のうち、矯正施設を出所後、福祉施設や地域で生活している方

【支援内容】

- 受け入れ先施設等訪問により対象者の状況確認
- 受け入れ先施設に対する必要な助言
- 地域の関係機関・関係者との連携によるバックアップ体制の調整

3 相談支援業務

【対象者】

矯正施設を退所した高齢者または障がい者

【支援内容】

- 福祉サービス等の利用に関する助言またはその他必要な支援

4 その他の支援業務

- ①関係機関とのネットワーク形成
- ②啓発・広報活動
- ③福祉専門職及び関係機関を対象とした研修・セミナー等の実施

業務の流れ

地域生活定着支援センターは、保護観察所等と連携し、福祉の支援を必要としている矯正施設退所予定者等へ支援を行います。

矯正施設(特別調整候補者等の選定)

特別調整対象者

【特別調整対象者とは】

矯正施設入所中であり、以下の要件を全て満たす者

- ①高齢(概ね 65 歳以上)であり、または身体障がい、知的障がいもしくは精神障がいがあると認められること
- ②退所後の住居がないこと
- ③高齢または障がいにより、福祉サービスを受ける必要があると認められること
- ④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤特別調整の対象者となることを希望していること
- ⑥保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること

一般調整対象者

(左記以外の生活環境調整対象者)

左記の①及び③の条件を満たし、福祉サービス等を受けることが必要であると認められる者

保護観察所(特別調整候補者等の認定)

他県地域生活定着支援センター
(愛媛県内への帰住希望者)

協力依頼

協力依頼

愛媛県地域生活定着支援センター(社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会)

対象者との面接・アセスメント

福祉サービス等調整計画の作成

援護の実施市町との連絡・調整

各種福祉的手立ての検討・申請

高齢者福祉

- 要介護認定の申請
- 老齢年金等の申請
- 介護保険サービスの利用申請
- 〈受け皿〉
養護老人ホーム
グループホーム
介護保険施設 等
- 〈連携先〉
行政、福祉事務所
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所 等

障がい者福祉

- 障害者手帳の申請
- 障害年金等の申請
- 障がい福祉サービスの利用申請
- 〈受け皿〉
グループホーム
日中活動支援事業所 等
- 〈連携先〉
行政、福祉事務所
相談支援事業所
就業・生活支援センター 等

生活保護

- 生活保護の申請
- 〈受け皿〉
救護施設 等
- 〈連携先〉
行政、福祉事務所 等

一時保護

- 〈受け皿・連携先〉
更生保護施設、婦人保護施設、
自立準備ホーム 等

▼ (満期出所・仮出所)

サービス利用開始(矯正施設への出迎え、福祉サービス利用事業所等への引継ぎ 等)

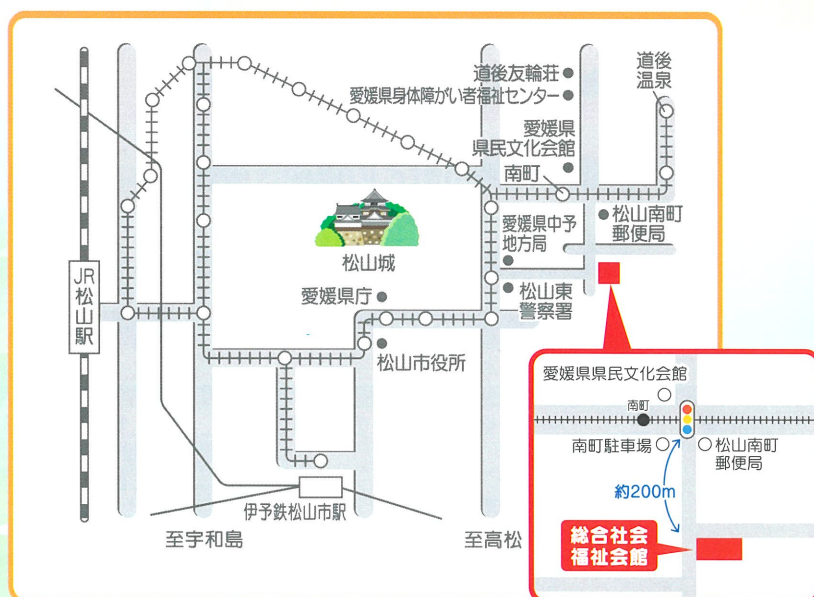
▼
フォローアップ(福祉サービス利用事業所等への助言・相談 等)

基本方針

- 1 対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重します。
- 2 対象者に対する支援は、本人の心身の状況、過去に受けた福祉サービス等の内容、福祉的ニーズと活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行います。また、継続的・計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
- 3 対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払います。
- 4 業務の遂行にあたっては、常に公正・中立的な姿勢を保つことを心がけます。

愛媛県地域生活定着支援センター

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内
TEL 089-921-8353 FAX 089-921-8939 メール/teichaku@ehime-shakyo.or.jp
開所日/月曜日～金曜日※国民の祝日、年末年始を除く 開所時間/午前9時～午後5時



利用者や関係者のプライバシーは厳守します

愛媛県地域生活定着支援センターは、愛媛県の委託を受けて、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会が運営しています。個人情報の取り扱いについては、本会「個人情報保護規程」に基づき、適正に保護・管理します。